

# ○順天堂大学学則

昭和26年4月1日

規第26—2号

## 第1章 通則

### 第1節 目的、使命及び自己点検・評価等

第1条 順天堂大学(以下「本学」という。)は教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学、スポーツ健康科学、看護学及び国際教養学の理論と實際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的とし、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類の福祉に貢献することをその使命とする。

2 本学は、学部、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別記の通り定める。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行うことに努めるものとする。

2 自己点検・評価委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

### 第2節 学部学科の組織

第2条 本学は、次の学部をもって組織し、それぞれ次に示す学科を置く。

- (1) 医学部 医学科
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ科学科 スポーツマネジメント学科 健康学科
- (3) 医療看護学部 看護学科
- (4) 保健看護学部 看護学科
- (5) 国際教養学部 国際教養学科

### 第3節 教育課程

第3条 各学部の教育課程は、各学部規程に示す通りである。

### 第4節 卒業及び学士の学位授与

第4条 学長は、医学部に6年以上、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部又は国際教養学部に4年以上在学し、各学部規程に定める基準に合格した者について、教授会の審議を経て卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

第5条 各学部卒業者には次に示す学士の学位を授与する。

- (1) 医学部 学士(医学)
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ科学科 学士(スポーツ科学)
- (3) スポーツ健康科学部 スポーツマネジメント学科 学士(スポーツマネジメント学)
- (4) スポーツ健康科学部 健康学科 学士(健康学)
- (5) 医療看護学部 学士(看護学)
- (6) 保健看護学部 学士(看護学)
- (7) 国際教養学部 学士(国際教養学)

2 学位については別に定めるところによる。

#### 第5節 修業年限、学年、学期及び休業日

第6条 修業年限は、医学部においては6年、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部及び国際教養学部においては4年とし、在学年限は、それぞれの修業年限の2倍を超えることはできない。

2 医学部、医療看護学部及び保健看護学部における、同一学年の在学年限は2年とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者については、各学部教授会の審議を経て、1年に限り延長を許可することができる。

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第8条 学年を次の学期に区分する。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第9条 定期休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日、及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 創立記念日 5月15日
- (3) 春季休業 3月21日から4月10日まで
- (4) 夏季休業 7月21日から9月10日まで
- (5) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

春季・夏季及び冬季休業の期間については、都合により各学部において変更することができる。

2 臨時休業は、その都度学長又は学部長が定める。

#### 第6節 入学、編入学、休学、転学、退学及び除籍

第10条 入学の時期は学年始めとする。

## 第11条 削除

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第13条 学長は、前条の資格を有する者について学力、人物、健康等に関する選考を行い、教授会の意見を聞いた上で、入学を許可する。

第14条 入学志願者は、各学部所定の次の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
  - (2) 削除
  - (3) 出身学校の調査書 これを欠く場合には資格証明書及び成績証明書
  - (4) 写真
  - (5) その他必要と認める書類
- 2 入学検定料は医学部6万円、スポーツ健康科学部及び国際教養学部3万5千円、医療看護学部及び保健看護学部3万円とする。

第15条 入学を許可された者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び第8節に定める納入金を納めなければならない。この手続を行わないときは、入学許可を取り消すことがある。

- 2 入学金は医学部200万円、スポーツ健康科学部20万円、医療看護学部、保健看護学部及び国際教養学部30万円とする。
- 3 既納の入学検定料、入学金は一切返還しない。

第15条の2 各学部に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に入学を許可することがある。

第15条の3 各学部に転部を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に転部を許可することがある。この場合の出願資格、選出方法等については別に定める。

第16条 保証人は、第1保証人を父又は母、若しくは父母が保証人となり得ない場合は学費を支弁する人とし、第2保証人は、独立の生計を営む成年者で、必要に応じて第1保証人に代わり来校できる人でなければならない。

第17条 保証人は学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負うものとする。

第18条 保証人の変更、転居など異動が生じたときは直ちに届出なければならない。

第19条 学生が病気その他やむを得ない事由によって、引続き3月以上修学することができないときは、休学願を学長に提出し、その指示を受けなければならない。

第20条 休学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上願い出なければならない。病気による休学には診断書を必要とする。

第21条 本学において、特に必要があると認めた者には、休学を命ずることがある。

第22条 休学期間は引続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者には、引続き学長の許可を得て更に1年ずつ2年間限り、期間を延長することがある。

2 休学期間の通算年限は、第6条に定める修業年限を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

4 休学者が3月以内に休学の事由が消滅したときは、休学の取消を学長に願い出ることができる。

第23条 休学の事由が消滅したときは、休学者は直ちに復学願を提出しなければならない。復学については、学長が指示を与える。

第24条 他の大学に転学を希望する者は、退学を許可された後にその手続を行わなければならない。

第25条 他の大学の学生で、本学に転学を志願する者には、願い出により欠員ある場合に限り、各学部教授会の審議を経て転学を許可することがある。

2 転学時の手続は入学時に準ずる。

第26条 学生が病気その他やむを得ない事由によって、退学しようとするときは、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 退学した者が再び入学を志願するときは、選考の上許可することがある。

第27条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の審議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第31条に定める授業料及びその他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第6条第1項に定める修業年限の2倍を超えてなお卒業できない者又は同条第2項に定める在学年限を超える者
- (3) 第22条に定める休学期間を超えてなお就学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) 在学中に死亡した者

#### 第7節 出席及び欠席

第28条 学生は各授業科目につき所定の履修時間の3分の2以上出席しなければならない。

第29条 欠席者はその理由を速かに届出なければならない。

2 病気欠席7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

第30条 欠席届の日数は、引続き30日を超えてはならない。もし30日を経過してもなおその事由がやまないときは、そのつど改めて手続を取らなければならない。

#### 第8節 授業料及びその他の納入金

第31条 学生は、授業料、施設設備費、教育充実費及び実験実習費(以下、授業料及びその他の納入金という。)を4月1日から4月30日までに納入しなければならない。

ただし、事情により次のとおり分納することができる。

第1期 4月1日から4月30日まで半額以上

第2期 9月1日から9月30日までに残額

2 授業料は年額、次のとおりとする。

医学部 1年次 70万円 2年次以降毎年次 200万円

スポーツ健康科学部 70万円

医療看護学部、保健看護学部 90万円

国際教養学部 100万円

但し、教職課程を受講する場合には各学部が別に定める金額を加算する。

3 施設設備費は年額、次のとおりとする。

医学部 1年次 20万円 2年次以降毎年次 86万円

スポーツ健康科学部 30万円

医療看護学部及び保健看護学部 30万円

4 教育充実費は年額、次のとおりとする。

医学部 2年次以降毎年次 72万円

スポーツ健康科学部 毎年次 15万円

国際教養学部 25万円

5 実験実習費は年額、次のとおりとする。

医療看護学部 35万円

保健看護学部 1年次 14万円 2年次以降毎年次 42万円

但し、医療看護学部において、助産学に関する実習を受講する場合には35万円を加算する。

第32条 授業料、施設設備費及び教育充実費は、休学中の者も納入しなければならない。ただし、事情により減免することがある。

第33条 授業料及びその他の納入金を未納の者は、第77条又は第105条に定める試験の受験及び一切の証明書の請求ができない。

第34条 既納の授業料及びその他の納入金は、一切返還しない。

#### 第9節 職員組織

第35条 本学に学長、学部長、附属医(病)院長、学生部長、学術メディアセンター長、総務局長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 本学に副学長を置くことができる。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 事務組織については、別に定めるところによる。

第36条 本学に教授、先任准教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員、事務職員その他必要な職員を置く。これらの定員及び資格については、別に定めるところによる。

2 本学に名誉教授、特任教授、特任先任准教授、特任准教授、特任助教、客員教授及び客員准教授を置くことができる。これらについては、別に定めるところによる。

- 3 医学部に学科目制及び講座制を設ける。学科目制及び講座制については、別に定めるところによる。
- 4 スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部及び国際教養学部に学科目制を設ける。学科目制については、それぞれ別に定めるところによる。

#### 第10節 教授会

第37条 各学部に教授会を置く。教授会の組織及び運営については、この学則に定めるもののほか、順天堂大学学部教授会運営規程による。

- 2 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) その他、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。
- 4 学長は教授会に出席し、意見をのべることができる。
- 5 学部長は、教授会構成教員以外に必要と認めるときは、他の教職員を出席させることができる。

第38条 教授会は学部長が招集して、その議長となる。学部長事故あるときは、学部長は議長代理を指名する。

- 2 教授会は毎月1回定例会を開く。ただし、学部長が必要と認めるときは、臨時教授会を開くことができる。

第39条 教授会は公開しない。

第40条 削除

第41条 削除

第42条 教授会構成員は教授会に附議しようとする事項を学部長に申請することができる。

第43条 教授会は定員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

- 2 教授会が学長に述べる意見を決定する場合には、出席数の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第44条 学部長は教授会で審議された事項を学長に報告し、学長の決裁を経て必要な事項を公表する。

第45条 削除

第11節 大学協議会

第46条 本学に学長の諮問機関として大学協議会を置く。

2 大学協議会については別に定めるところによる。

第12節 収容定員

第47条 本学の収容定員を次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	総定員
医学部	医学科	137	822
スポーツ健康科学部	スポーツ科学科	250	1000
	スポーツマネジメント学 科	80	320
	健康学科	80	320
医療看護学部	看護学科	200	800
保健看護学部	看護学科	120	480
国際教養学部	国際教養学科	120	480

第13節 専攻生

第48条 各学部に専攻生を置く。

2 専攻生については別に定めるところによる。

第14節 大学院

第49条 本学に大学院を置く。

2 大学院については別に定めるところによる。

第15節 研究生、科目等履修生及び外国人学生

第50条 各学部において特定の分野につき研究しようとする者に対しては、各学部教授会において選考の上、支障のない場合に限り、これを研究生として入学を許可する。



第51条 研究生の資格は各学部卒業と同一程度とする。

第52条 研究生は所定の入学金並びに研究料を納入しなければならない。

第53条 研究生の細目については別に定めるところによる。

第54条 削除

第54条の2 順天堂大学学則第3章から第5章に定める授業科目中一科目又は数科目を選んで単位修得を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生は所定の授業料を納入しなければならない。

3 科目等履修生の細目については別に定めるところによる。

第55条 外国人で本学に修学を希望する者に対しては、各学部規程に基づき選考の上修学を許可することがある。

第56条 外国人で修学希望者は願書、成績証明書及び写真に、外務省在外公館又は自国公館の紹介状を添えて提出しなければならない。

第57条 研究生、科目等履修生及び外国人学生に対しては、本節のほか学生の規定を準用する。ただし、研究生及び科目等履修生に対しては、卒業、学士の学位、修業年限及び授業料に関する規定は適用しない。

#### 第16節 学寮

第58条 本学に学寮を置く。

2 寮則については別に定めるところによる。

#### 第17節 附属施設

第59条 本学に学術メディアセンターを置く。

2 学術メディアセンターは、本学教職員及び学生の研究、調査に資するため、図書その他文献並びに研究資料(以下「学術メディアセンター資料」という。)を収集管理し、利用に供するところとする。

3 学術メディアセンターは、本学における図書の購入、受入及び寄贈並びに委託に関する事務を処理し、学術メディアセンター資料の保管管理にあたる。

4 前項の事務処理のために、司書、司書補、事務員、その他必要な職員を置く。

- 5 学術メディアセンター長は、教授又は事務員をもって充て、学長がこれを任免する。教授が学術メディアセンター長を兼務する場合の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
- 6 学術メディアセンター長は学術メディアセンター運営に関する事務を統括する。司書以下は、学術メディアセンター長の指揮をうけて事務を分掌する。

第60条 医学部に附属医(病)院を置く。

2 附属医(病)院については別に定めるところによる。

#### 第18節 厚生保健

第61条 厚生保健については別に定めるところによる。

#### 第19節 賞罰

第62条 学生で、他の範とするに足る者があるときは、これを表彰することができる。

第63条 学生で、学生の本分にもとり、本学則その他学生に関する諸規則に反し、または本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉を傷つける言動ある者は、これを懲戒に処する。

第64条 懲戒は、これを分けて譴責、停学及び退学の3種とする。ただし、懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ命ずるものとする。

- (1) 操行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

#### 第20節 奨学制度

第65条 本学に学資補助による奨学制度を置く。

第66条 学資補助は申請者中から次の条件を備える者に対して行なう。

- (1) 学業成績と人物が共に優秀であること。
- (2) 身体が健康であること。
- (3) 学資の補助を要すること。

第67条 学資補助を受ける者は、各学部教授会において選考の上推薦し、学長がこれを決定する。

第68条 奨学制度については別に定めるところによる。

#### 第21節 学則の改廃

第68条の2 この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係学部の教授会及び大学協議会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

### 第2章 医学部規程

#### 第1節 教育課程

第69条 医学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

2 学生は、本条以下に規定するところにより、医学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

第70条 医学部の授業科目、配当学年並びにその単位数及び時間数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

#### 第2節 履修及び進級・卒業

第71条 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験実習及び実技については、履修はすべて実験室、実習場等で行われるものとして30時間の授業をもって1単位とする。

第72条 学生は、第70条別表第1及び別表第2に示すところにより、それぞれの単位及び時間を取得しなければならない。

2 前項の当該学年区分に配当されたすべての授業科目を修得した者は、各学年に進級することができる。

第73条 削除

第74条 削除

第75条 選択科目の選択は、学期開始後指定期間内に行い、登録をしなければならない。

第76条 学長は、医学部に6年以上在学し、第70条の規定による単位及び時間を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

### 第3節 試験及び評価

第77条 学業成績は、試験によってこれを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法による考査を行うことがある。

2 試験は、授業科目ごとに行い、次の3種とする。

(1) 学期末試験

(2) 臨時試験

(3) 追試験

3 学期末試験は、学期末又は学年末に行う。

4 臨時試験は、学期の途中において随時行う。

5 追試験は、やむを得ない事故のために学期末試験又は臨時試験を受けることができなかった者のためにのみ行う。

6 学期末試験に不合格となった者に対して、再試験を行うことができる。

7 学期末試験又は学期末試験の追試験若しくは再試験を受けなかった授業科目は、不合格とする。

8 学期末試験又は学期末試験の追試験若しくは再試験の時期及び方法は、教授会で決定する。

第78条 学生は、当該学年に配当された必修科目及び登録をした選択科目について、所定の授業時間数の3分の2以上出席した授業科目に限り試験を受けることができる。

2 修学について正規の手続を怠っている者は、受験資格を失うことがある。

第79条 各授業科目の成績は、年次成績による。

第80条 学業成績の評価は100点満点の評点で行い、年次成績の評点60点以上をもって合格とする。

2 合格した授業科目については、学年ごとに所定の単位を与える。

第81条～第89条 削除

第90条 試験に関する細則は別に定めるところによる。

第91条 削除

### 第3章 スポーツ健康科学部規程

#### 第1節 教育課程

第92条 スポーツ健康科学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

2 学生は本条以下に規定するところにより、各学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

#### 第93条 削除

第94条 各学科の授業科目、配当学年及びその単位数は別表第3(1)、(2)及び別表第4(1)～(7)のとおりとする。

2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目(単位を含む。)を履修し、単位を修得した時は、30単位を超えない範囲で、本学部選択単位数に充当することができる。

3 本学部が教育上有益と認める時は、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第95条 教育職員の免許状(保健体育)取得を希望する者は、第94条別表第3(2)及び別表第4(1)に定める授業科目を履修しなければならない。

#### 第2節 履修及び卒業

第96条 各授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、教室内の15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習・実技については、学修は、すべて実験室、実習場等で行われるものとして30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 外国語科目については、教室内の30時間の授業をもって1単位とする。

(4) ゼミナール及び卒業研究については、上記の基準にかかわらず、その成果を評価して8単位を与えることができる。

#### 第97条 削除

第98条 各学科の学生は、第94条別表第3(1)に示すところにより、それぞれ次のとおり単位を取得しなければならない。

	スポーツ科学科	スポーツマネジメント学 科	健康学科
学部共通必修	12単位	12単位	12単位
学部共通選択必修	24単位	20単位	20単位
学科必修	27単位	26単位	28単位
学科選択必修	34単位	34単位	34単位
選択※	27単位以上	32単位以上	30単位以上
合計	124単位以上	124単位以上	124単位以上

注) 別表第3(1)の備考欄を参照のこと。

※ 選択は区分及び学科の枠を越えて履修できる。

第99条 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、下級学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。

#### 第100条～第101条 削除

第102条 スポーツ健康科学部に4年以上在学し、第98条の規定により124単位以上を取得した者について、教授会の審議を経て卒業資格の認定を学長が行う。この認定を得た者を卒業とする。

#### 第3節 登録、試験及び評価

第103条 選択科目の選択は、学期開始後指定期間内にこれを行い、登録をしなければならない。一度登録をした授業科目の中途変更は認めない。

第104条 学生は、当該学年に配当された必修科目及び登録をした選択科目について所定の授業時間数の3分の2以上出席した授業科目に限り試験を受けることができる。

第105条 学業成績は試験によってこれを定める。

授業科目によってはその他の方法による考査を行うことがある。

- 2 試験は授業科目、担当教員ごとに行い、学期末試験、臨時試験及び追試験の3種とする。学期末試験は学期末または学年末に行い、臨時試験は学期の途中において随時行う。追試験はやむを得ない事故のために学期末試験あるいは臨時試験を受けることができなかった者のためにのみ行う。
- 3 学期末試験あるいは学期末試験の追試験を受けなかった授業科目は、その事由にかかわらず不合格とする。

4 学期末試験または学期末試験の追試験の時期及び方法は教授会で定める。

第106条 一度受験したものに対する再試験は原則として実施しない。ただし、教授会の審議を経て実施することができる。

第107条 各授業科目の成績は年次成績による。

第108条 学業成績の評価は100点満点の評点で行い、年次成績の評点60点以上をもって合格とする。

第109条 合格した授業科目については、配当学年ごとに所定の単位を与える。

第110条 合格した授業科目は、点数のいかんにかかわらずこれを取消したり、または次年度において再度受験してはならない。不合格の授業科目については改めて当該授業科目所定の時間を聴講または実習しなければ受験資格を与えないことを原則とする。

第111条 試験に関する細則は別に定めるところによる。

#### 第4節 削除

第112条 削除

#### 第5節 免許状等

第113条 教育職員の免許状取得を希望する者は、少なくとも次の各号に示す単位を取得しなければならない。

- (1) 教科に関する科目(保健体育)として、第94条別表第3(2)に定める授業科目の中から指定の科目を含む28単位以上
- (2) 教職に関する科目(保健体育)については、第94条別表第4(1)に定める科目から15科目31単位
- (3) 特別支援教育に関する科目としては、第94条別表第4(2)に定める13科目27単位
- (4) 教職に関する科目(養護)については、第94条別表第4(6)に定める13科目27単位
- (5) 養護に関する科目としては、第94条別表第4(7)に定める16科目34単位

2 前項のほか教育職員の資格取得については教育職員免許法及び同法施行規則の定めるところによる。

3 第102条及び本条第1項、同第2項に定められた条件を満たした者に与えられる教育職員の免許状は次のとおりである。

スポーツ科学科

中学校教諭1種免許状 保健体育  
高等学校教諭1種免許状 保健体育  
健康学科  
中学校教諭1種免許状 保健体育  
高等学校教諭1種免許状 保健体育  
特別支援学校教諭1種免許状 知的障害者教育領域 肢体不自由教育領域 病弱教育  
領域  
養護教諭1種免許状

#### 第114条 削除

第115条 労働安全衛生法に基づく衛生管理者及び労働基準法に基づく労働基準監督官を希望する健康学科在籍者は、第94条別表第4(3)に定める授業科目の中から指定した科目を履修しなければならない。

2 前項の条件を満たして卒業した者には衛生管理者免許(1種)が無試験で与えられる。

第116条 社会教育法による社会教育主事の任用資格を得ようとする者は、第94条別表第4(4)に定める授業科目の中から、指定した科目を履修しなければならない。

第116条の2 精神保健福祉法による精神保健福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、第94条別表第4(5)に定める授業科目を履修しなければならない。

#### 第4章 医療看護学部規程

##### 第1節 教育課程

第117条 医療看護学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

2 学生は、本条以下に規定するところにより、看護学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

第118条 看護学科の授業科目、配当学年並びにその単位数及び時間数は、別表第5のとおりとする。

2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目(単位を含む。)を履修し、単位を修得した時は、30単位を越えない範囲で、本学部選択単位に充当することができる。

3 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を越えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

##### 第2節 履修及び進級・卒業



第119条 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験実習及び実技については、履修はすべて実験室、実習場等で行われるものとして45時間の授業をもって1単位とする。

第120条 学生は、第118条別表第5に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

- 2 前項の当該学年区分に配当された必修の授業科目を修得した者は、各学年に進級することができる。
- 3 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、他学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。
- 4 履修の方法については、別に定める。

第121条 試験及び評価については、別に定める。

第122条 学長は、医療看護学部で4年以上在学し、第118条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

## 第5章 保健看護学部規程

### 第1節 教育課程

第123条 保健看護学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

- 2 学生は、本条以下に規定するところにより、看護学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

第124条 看護学科の授業科目、配当学年並びにその単位数及び時間数は、別表第6のとおりとする。

- 2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目(単位を含む。)を履修し、単位を修得した時は、30単位を越えない範囲で、本学部選択単位に充当することができる。
- 3 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を越えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

### 第2節 履修及び進級・卒業

第125条 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45

時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験実習及び実技については、履修はすべて実験室、実習場等で行われるものとして45時間の授業をもって1単位とする。

第126条 学生は、第124条別表第6に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

- 2 前項の当該学年区分に配当された必修の授業科目を修得した者は、各学年に進級することができる。
- 3 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、他学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。
- 4 履修の方法については、別に定める。

第127条 試験及び評価については、別に定める。

第128条 学長は、保健看護学部にて4年以上在学し、第124条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

## 第6章 国際教養学部規程

### 第1節 教育課程

第129条 国際教養学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

- 2 学生は本条以下に規定するところにより、国際教養学科所定の各授業科目を履修しなければならない。

第130条 国際教養学科の授業科目、配当学年及びその単位数は別表第7(1)、(2)及び(3)のとおりとする。

- 2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目(単位を含む。)を履修し、単位を修得した時は、30単位を超えない範囲で、本学部選択単位に充当することができる。
- 3 本学部が教育上有益と認める時は、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第131条 教育職員の免許状(英語)取得を希望する者は、第130条別表第7(2)及び(3)に定める授業科目を履修しなければならない。

### 第2節 履修及び卒業

第132条 授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、教室内の15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験実習・実技については、履修は、すべて実験室、実習場等で行われるものとして30時間の授業をもって1単位とする。

第133条 学生は、第130条別表第7(1)に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

- 2 選択科目は当該学年区分に担当された科目だけでなく、下級学年区分に担当された科目をも選択履修することができる。
- 3 各年次にわたる適切な科目履修を可能とするため、履修科目として1年間に登録することができる単位数に上限を定める。但し、優れた成績をもって所定の単位を修得した学生については、上限を超えて履修科目を登録することができる。
- 4 履修の方法及び1年間の上限単位数等については、別に定める。

第134条 試験及び評価については、別に定める。

第135条 学長は国際教養学部で4年以上在学し、第133条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

### 第3節 免許状等

第136条 教育職員の免許状取得を希望する者は、少なくとも次の各号に示す単位を取得しなければならない。

- (1) 教科に関する科目(英語)として、第130条別表第7(2)に定める授業科目の中から指定の科目を含む20単位以上
  - (2) 教職に関する科目(英語)については、第130条別表第7(3)に定める科目から免許状の種類に応じた科目に基づく単位
- 2 前項のほか教育職員の資格取得については教育職員免許法及び同法施行規則の定めるところによる。
  - 3 前条及び本条第1項、同第2項に定められた条件を満たした者に与えられる教育職員の免許状は次のとおりである。

中学校教諭1種免許状 英語

高等学校教諭1種免許状 英語

附 則

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和29年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和31年4月1日から施行する。医学部規定第2節試験履修及び卒業の規定は昭和31年度以降入学者に適用する。昭和30年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和34年4月1日から施行する。体育学部規定は昭和34年度以降入学者より適用する。昭和33年度以前入学者は従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。第100条、第101条、第111条の規定は、昭和42年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。第68条、第69条、第73条、第74条、第81条、第92条の規定は昭和43年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。第69条、第70条、第74条、第75条、第82

条の規定は昭和44年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。第2条、第47条、第70条、第74条、第75条、第82条、第92条、第96条第2項、第97条、第98条、第100条、第102条、第105条の規定並びに別表第1、別表第2、別表第3は、昭和45年以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年11月29日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。第15条、第31条及び第34条の規定は、昭和48年度以前の入学者に対しては従来の規定による。

附 則

この学則は、昭和50年10月29日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年7月28日から施行する。ただし、第15条第2項、第31条第1項、第31条第2項、第34条の規定は、昭和51年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和53年1月1日から施行する。ただし、第15条第2項、第31条第2項及び第34条の規定は、昭和53年度入学者から適用し、昭和52年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和53年12月1日から施行する。ただし、第31条第2項及び第34条第1号・第2号の規定は、昭和54年度入学者から適用し、昭和53年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項、第31条第2項の規定は、昭和55年度入学者から適用し、昭和54年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

2 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

昭和51年度 490名

昭和52年度 500名

昭和53年度 510名

昭和54年度 520名

昭和55年度 530名

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第22条第2項、第94条別表第2(1)・(2)、第98条、第102条及び第113条第1項第1号の規定は、昭和56年度入学者から適用し、昭和55年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第31条第2項及び第34条第2号の規定は、昭和57年度入学者から適用し、昭和56年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年10月1日から施行する。ただし、第31条第2項の規定は、昭和60年度入学者から適用し、昭和59年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第70条、第74条、第75条の規定は、昭和60年度入学者から適用し、昭和59年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第34条第2号の規定は、昭和63年度入学者から適用し、昭和62年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第31条第2号の規定は、平成元年度入学者から適用し、昭和63年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

2 第31条第3項に規定する施設設備費については、昭和63年度以前の入学者に対しては次のとおりとする。

	医学部	体育学部
昭和62年度以前	154万5千円	20万6千円
昭和63年度	154万5千円	25万8千円

3 第47条に定める体育学部体育学科並びに健康学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	体育学科	健康学科
平成元年度	500名	200名
平成2年度	600名	240名
平成3年度	700名	280名

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項、第27条第2号、第31条第2項、第93条、第94条、第95条、第97条、第98条、第100条、第102条及び第113条の規定は、平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第93条別表第1、第94条別表第2及び第3は、平成3年度入学者から適用し、平成2年度以前の入学者に対しては従前の規定に

よる。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第31条第3項の規定は、平成4年度入学者から適用し、平成3年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条、第31条、第47条、第92条、第93条、第94条別表第1及び第2、第95条、第96条、第97条、第98条、第100条、第101条、第102条、第106条、第110条、第113条、第114条、第116条の規定は、平成5年度スポーツ健康科学部入学者から適用し、平成4年度以前の体育学部入学者に対しては従前の規定による。

2 第47条に定めるスポーツ健康科学部各学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	スポーツ科学科	スポーツマネジメント学 科	健康学科
平成5年度	120名	80名	80名
平成6年度	240名	160名	160名
平成7年度	360名	240名	240名

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第2条、第4条、第6条、第8条、第11条、第27条、第37条、第69条から第82条、第83条から第91条、までの改正規定は、平成6年度医学部入学者から適用し、平成5年度以前の医学部入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第31条の規定は、平成7年度入学者から適用し、平成6年



度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第31条の規定は、平成8年度入学者から適用し、平成7年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第14条第2項、第15条第2項及び第31条第3項と第4項の規定は、平成11年度入学者から適用し、平成10年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第98条は、平成14年度入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第94条、第115条及び第116条は、平成15年度入学者から適用し、平成14

年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める医療看護学部看護学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

平成16年度 100名

平成17年度 200名

平成18年度 300名

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定めるスポーツ健康科学部スポーツ科学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

スポーツ科学科

平成17年度 610名

平成18年度 660名

平成19年度 710名

平成20年度 760名

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める医療看護学部看護学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

看護学科

平成18年度 400名

平成19年度 600名

平成20年度 700名

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年6月1日から施行する。

- 2 この学則による改正後の学則第31条の規定は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める医学部医学科の入学定員については、平成29年度までは緊急医師確保対策に基づく定員5名を内数として含み平成30年度以降は含まないものとし、また、総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成21年度	560名
平成22年度	580名
平成23年度	600名
平成24年度	620名
平成25年度	640名

附 則

この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める保健看護学部看護学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

看護学科

平成22年度	120名
平成23年度	240名
平成24年度	360名

- 3 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学科

平成22年度	589名
平成23年度	618名
平成24年度	647名

平成25年度	676名
平成26年度	705名

#### 附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

##### 医学科

平成23年度	619名
平成24年度	649名
平成25年度	679名
平成26年度	709名
平成27年度	719名

#### 附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第31条の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 3 この学則による改正後の学則第118条、第120条、第124条及び第126条の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 4 この学則による改正後の学則第94条及び第116条の2の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者に対しては従前の規定による。
- 5 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

##### 医学科

平成24年度	650名
平成25年度	681名
平成26年度	712名
平成27年度	723名
平成28年度	725名

#### 附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第15条及び第31条の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

3 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	医学科
平成25年度	684名
平成26年度	718名
平成27年度	732名
平成28年度	737名
平成29年度	741名

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める国際教養学部国際教養学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	国際教養学科
平成27年度	120名
平成28年度	240名
平成29年度	360名

3 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	医学科
平成27年度	735名
平成28年度	743名
平成29年度	750名
平成30年度	756名
平成31年度	759名

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 第31条に定める保健看護学部実験実習費は、平成28年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	医学科
平成28年度	746名
平成29年度	756名
平成30年度	765名
平成31年度	771名
平成32年度	777名

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第47条に定めるスポーツ健康科学部スポーツ科学科、スポーツマネジメント学科、健康学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	スポーツ科学科	スポーツマネジメント学 科	健康学科
平成29年度	820名	290名	290名
平成30年度	880名	300名	300名
平成31年度	940名	310名	310名

- 3 第47条に定める医学部医学科の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	医学科
平成29年度	763名
平成30年度	779名
平成31年度	792名
平成32年度	805名
平成33年度	815名

別記 学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的(第1条第2項関係)

(医学部)

医学部は、人類の健康・福祉に寄与できる専門的な知識、技術を身につけ、「科学者」の

視点をもちつつ、感性豊かな教養人としての医師・医学者を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 科学的根拠に基づいた医学・医療を行うための体系的な知識と確実な技術を身につける。
- (2) 不断前進する医学・医療を生涯にわたってアクティブに自学自習する態度・習慣を身につける。
- (3) 常に相手の立場に立って物事を考え、人間として、医師・医学者として他を慮り、慈しむ心、即ち学是「仁」の心を涵養する。
- (4) チーム医療・研究を円滑に遂行できる能力と習慣を身につける。
- (5) 国際社会に役立ち、未来を切り開く人間性溢れる豊かな教養を培う。

(スポーツ健康科学部)

スポーツ健康科学部は、学是である「仁」の精神に基づき、スポーツと健康に関連する専門的知識と技能の修得及びその実践的な応用力の涵養を図り、人間の健康維持・増進・回復に寄与できる医科学的素養と人文社会科学的教養を兼ね備えた創造性豊かな人材を育成する。

- (1) スポーツ科学科では、アスリートの競技力向上及び人々の健康・体力づくりに適切な運動プログラムの開発、系統的・段階的な指導技術に必要な基礎知識と技能を修得する。
- (2) スポーツマネジメント学科では、スポーツを客観的・多角的に分析する基礎知識と習慣を身につけ、スポーツをコアとして国際的に通用する実用性・創造性の高いマネジメント力を修得する。
- (3) 健康学科では、健康に関わる科学的な基礎知識と実用性に富んだ技能を身につけ、障害者(児)を含む人々の健康づくりと健康支援に必要な基礎知識並びに技能を修得する。

(医療看護学部)

医療看護学部は、学是である「仁」の精神に基づき、安心・安全で質の高い看護を提供し、更に高度先進医療の一翼を担うことができる看護職者の育成を目指す。

- (1) 看護に関する確実な知識・技術を身につけ、心身を癒す質の高い看護が実践できる看護実戦能力を修得する。
- (2) 次世代の看護職者として国際的に通用し、広く保健・医療・福祉の分野において活躍できる能力を修得する。

(保健看護学部)

保健看護学部は、学是である「仁」の精神に基づき、チーム医療の一翼を担う優れた看護実践力をもつ心温かな看護職者及び地域の人々の保健衛生・健康保全に貢献する国際性豊かな看護職者を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 科学的根拠に基づいた看護基礎能力を身につけ、心身を癒す看護実践能力を修得す

る。

(2) 進歩・変化著しい保健・医療・福祉分野を総合的に理解し、創意工夫する態度・習慣を身につける。

(3) 自ら健康維持増進に留意し行動的に学習し、国際的に活躍できる素養を身につける。

(国際教養学部)

国際教養学部は、学是である「仁」の精神に基づき、グローバル化時代の国際社会に貢献できる能力の開発を目指し、グローバリゼーションの時代にふさわしい国際教養を備え、多角的な視点を養い、論理的な思考力と分析力、実行力を身に付け、強い自立心と倫理観、問題解決能力を身に付けたグローバル市民を育成する。そのために、以下の目標を定める。

(1) グローバル市民として英語等外国語によるコミュニケーション能力を修得する。

(2) 国際社会で幅広く活躍するベースとなる国際教養を理解し、身に付ける。

(3) 国際社会の課題解決に取り組む意欲に溢れ、人間味豊かな人格を培う。

順天堂大学学則 別表（割愛）